



2023年8月23日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 賀 賢 漢
(コード番号：6890 東証スタンダード市場)
問 合 わ せ 先 I R 室 長 野 田 耕 一
(0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 8 6)

(開示事項の経過) 当社中国持分法適用会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ(亜翔)

株式会社フェローテックホールディングス(代表取締役社長 賀 賢漢、以下「当社」)は、2023年5月10日付開示「(開示事項の経過) 当社中国持分法適用会社に対する訴訟(控訴)に関するお知らせ(亜翔)」にて開示しました杭州中欣晶圆半导体股份有限公司(以下、「CCMC」)に対する亜翔系统集成科技(蘇州)股份有限公司(以下、「亜翔」)からの訴訟(以下、「本訴訟」)に関し判決が言い渡されましたので、開示事項の経過として下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の相手方の概要

(1) 名 称	亜翔系统集成科技(蘇州)股份有限公司 (亜翔)
(2) 所 在 地	中国江蘇省蘇州工業園区方達街33号
(3) 代表者の役職・氏名	法定代表人 姚祖驥

2. 当社持分法適用会社の概要(2023年6月30日現在)

(1) 名 称	杭州中欣晶圆半导体股份有限公司 (CCMC)
(2) 所 在 地	中国浙江省杭州市錢塘新区東壩路888号
(3) 代表者の役職・氏名	法定代表人 賀 賢漢
(4) 事 業 内 容	半導体ウエーハの製造・販売
(5) 資 本 金	5,032百万中国元(約1,006億円)
(6) 当 社 出 資 比 率	23.05%

※為替レート：1人民元=19.99円

3. 訴訟の経過

- ・当社の持分法適用会社であるCCMCは、亜翔から2019年6月6日付で、クリーンルーム設置工事代金等総額1億28百万円(約25億5千9百万円)についての支払いを求める訴訟を浙江省杭州市中級人民法院に提起されました。
- ・2021年11月12日に浙江省杭州市中級人民法院から、CCMCは、亜翔に対し、工事代金等総額1億9百万円(約21億7千9百万円)及びその遅延損害金の支払を命じる判決が言い渡されました。
- ・CCMCは、当該判決を不服として、2021年12月9日付で浙江省高級人民法院に控訴が受理されておりましたが、2022年5月24日に、控訴審において、審理不十分として、原判決を取り消し原審である浙江省杭州市中級人民法院に差し戻す旨の判決が言い渡されました。
- ・2023年4月11日、本訴訟に関し浙江省杭州市中級人民法院から、CCMCは、亜翔に対し、工事代金等総額1億1千万円(約21億9千9百万円)及びその遅延損害金等の支払を命じる判決が言い渡されました。2023年4月18日、CCMCは本訴訟の判決文の送達を受領しました。

- ・2023年4月26日、亜翔は当該再審判決を不服として浙江省高級人民法院に控訴いたしました。(亜翔からの控訴状送達日2023年5月4日)。また、CCMCも、同日に当該再審判決を不服として同高級人民法院に控訴し、2023年5月4日に正式受理されました。

4. 判決の要旨

(1) 裁判所 浙江省高級人民法院

(2) 判決日 2023年8月16日(送達受領日:2023年8月21日)

(3) 判決主文の概要

- ① CCMCは、亜翔に対し、判決が確定した日から30日以内に工事代金111,925,264.73元(約22億3千7百万円)を支払え。
- ② CCMCは亜翔に鑑定料233,799元(約5百万円)を支払え。
- ③ CCMCは、亜翔に対し、判決が確定した日から30日以内に工事代金105,267,506.79元(約21億4百万円)に対する2019年7月2日から支払済みまでの利息、及び工事代金6,657,757.94元(約1億3千3百万円)に対する2021年5月18日から支払済みまでの利息を支払え。
- ④ 亜翔は、上記①工事代金につき、CCMCが本件クリーンルーム設備を対象とする競売等により得られる代金に対し優先弁済権を有する。
- ⑤ 亜翔のその他請求を棄却する。
- ⑥ 本訴及び控訴の訴訟費用1,408,894元(約28百万円)であるところ、亜翔は154,301.16元(約3百万円)を負担し、CCMCは1,254,592.84元(約25百万円)を負担する。

5. 今後の見通し

中国の裁判は二審制であり、第二審判決が最終の確定判決となり、亜翔とCCMCは第二審判決を執行する必要があります。ただし、上記判決に対し、亜翔は最高人民法院に本裁判に誤りがあるとして再審請求を行なう可能性があります。現時点では亜翔からの再審請求は確認されておりませんが、もし亜翔が再審請求し受理されたと、上記判決は判決変更される可能性があります。今後、再審請求となった場合、同社側の正当性を主張してまいります。

なお、CCMCは、前期時点でこれらの訴訟に関する債務を合理的に見積り、同社の財務諸表に既に計上済です。本件が、当社の今期以降の業績に与える影響は軽微と考えられますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上